

令和5年2月28日
不動産・建設経済局参事官

「地方における住宅宿泊管理業の担い手確保に向けた 関係団体等との意見交換会(第2回)」を開催

昨年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画において、住宅宿泊管理業の登録に必要な体制の要件について、所定の講習の受講修了者も新たに認めるなどの必要な措置を行うとの方針が示されたことを踏まえ、具体的な方策について関係団体等と意見交換を行い、新たに創設する講習の内容や制度の案をとりまとめます。

現在、住宅宿泊管理業の登録に必要な体制として、住宅の取引・管理に係る一定の契約実務経験や資格を求めています。地方において空き家等を利用して民泊を行う際に、こうした要件を満たして住宅宿泊管理業者になることが難しいとの指摘があり、規制改革実施計画において、必要な措置を行うことが示されました。令和4年12月に、類似業種における講習実施団体、規制改革の要望・提案団体、関係省庁等と第1回意見交換を実施したところですが、その内容を踏まえ、今回、新たに創設する講習の内容や制度の案について、意見交換及びとりまとめを行います。

【地方における住宅宿泊管理業の担い手確保に向けた関係団体等との意見交換会(第2回)】

1. 日 時：令和5年3月7日(火) 13:30~14:30(予定)
2. 場 所：国土交通省 中央合同庁舎2号館 共用会議室5 (WEB 併用)
※WEB 併用方式により開催しますので、一部の参加者はオンラインでの出席の予定です。
3. 参加者：別紙のとおり
4. 主な議題(予定)：新たに創設する講習の内容及び制度案について 等
5. その他：
 - ・本会議の傍聴は出来ませんが、報道関係者は冒頭(挨拶まで)のカメラ撮りを可能とします。
 - ・カメラ撮りを希望される方は、3月6日(月)17時までに、以下のメールアドレスに【氏名(ふりがな)、所属、電話番号】を登録願います。
メールアドレス：hqt-minpaku-kanri【at】gxb.mlit.go.jp (【at】を@に変更)
 - ・感染症予防対策として、参加は各社1名までとし、入館時には検温を行い、37.5度以上の発熱が確認された場合には入館できません。また、マスクの着用もお願いしております。
 - ・当日の議事要旨及び会議資料は、後日、国土交通省の以下ウェブサイトに掲載いたします。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000176.html

【問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局参事官付 片田・伊佐

TEL:【代表】03-5253-8111(内線25136)【直通】03-5253-8288

(別紙)

地方における住宅宿泊管理業の担い手確保に向けた
関係団体等との意見交換会（第2回）
参加者一覧

(敬称略)

一般社団法人マンション管理業協会試験研修部長	橋爪利之
一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会業務推進課長	結城 淳
株式会社東京リーガルマインド執行役員	渡辺 明
株式会社東京リーガルマインド資格事業本部申請課長	駒井洋介
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会事務局次長	飯島繁樹
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 常務理事（政策推進委員長）	泉 藤博
公益社団法人全日本不動産協会業務課長	遠藤文伸
一般社団法人日本ファームステイ協会代表理事・ 一般社団法人住宅宿泊協会代表理事	上山康博
一般社団法人日本ファームステイ協会事業局長	米持貴史
一般社団法人日本ファームステイ協会賛助会員	大屋智浩
株式会社ポリフレクト代表取締役社長	宮田洋輔
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐	溝口晃壮
観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室長	遠藤健人
国土交通省不動産・建設経済局参事官	峰村浩司